ISSN 1882 - 6997

和歌山県立

文書館だより

第54号　平成31年3月

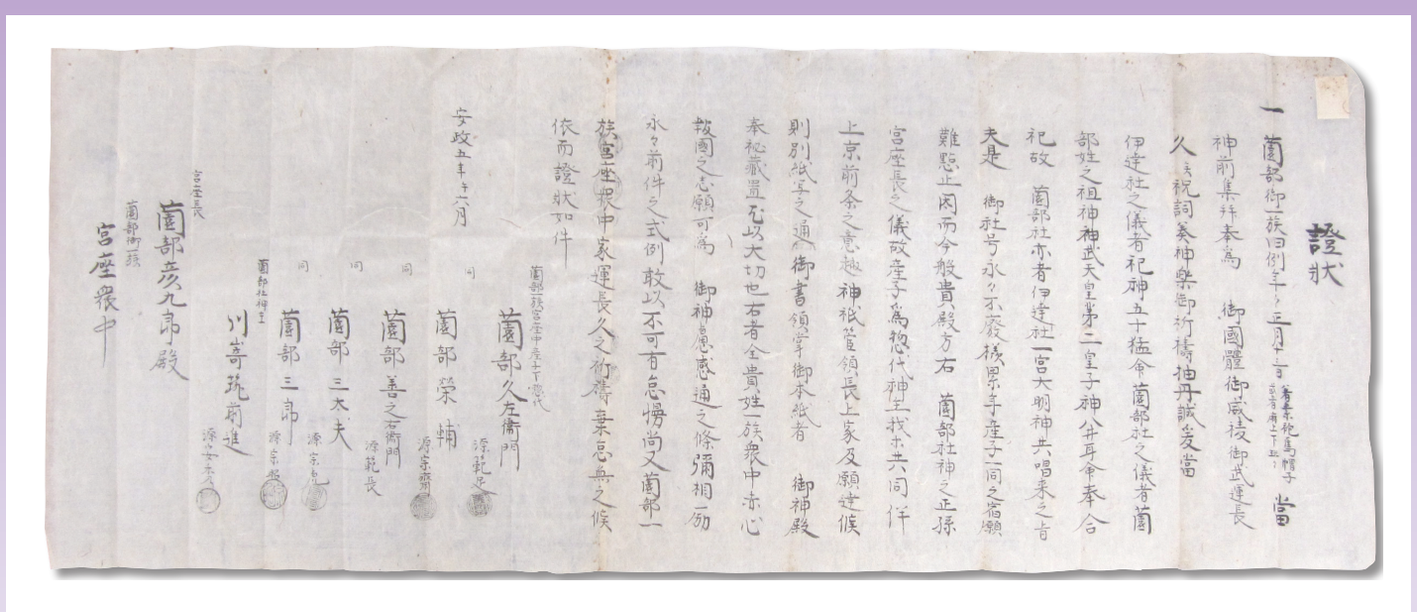

証状

一　薗部御一族旧例年々三月十日　春来祝鳥帽子着用之事ニ候　当神前集拝奉為　御國體御成就御武運長久ゝ祝詞奏神楽御祈禱相丹誠之当

伊達社之儀者祀神五十猛命薗部社之儀者薗部姓之祖神神武天皇第二皇子神八井耳命奉合祀故　薗部社亦者伊達社一宮大明神共唱来之旨実是　御社号永々不廃様累子産子一同之奉願難黙止因而今般貴殿方右　薗部社神之正孫宮座長之儀故産子為惣代神主共同伴上京前条之意趣　神祇管領長上家及願達候則別紙写之通　御書領掌　御本紙者　御神殿奉秘蔵置弘安大切也右者全貴姓一族衆中赤心被國之忠願可為　御神慮感通之條猶相一励永々前件之式例敢以不可有怠慢尚又薗部一族宮座衆中家運長久之御祈禱奉息無之候依而證状如件

安政五年午六月　　薗部久左衛門　源乾也

薗部榮輔　源宗房

薗部善之右衛門　源乾長

薗部三大夫　源宗九

薗部三弟　源宗房

刈萱筑前進　源宗元

宮座長
薗部彦九郎殿
薗部御一族
宮座衆中

紀伊国名草郡薗部村園部家文書44E-37（全体）

朝廷の権威をもとめる地域社会

―幕末期紀州園部の産土社の動向―（二）

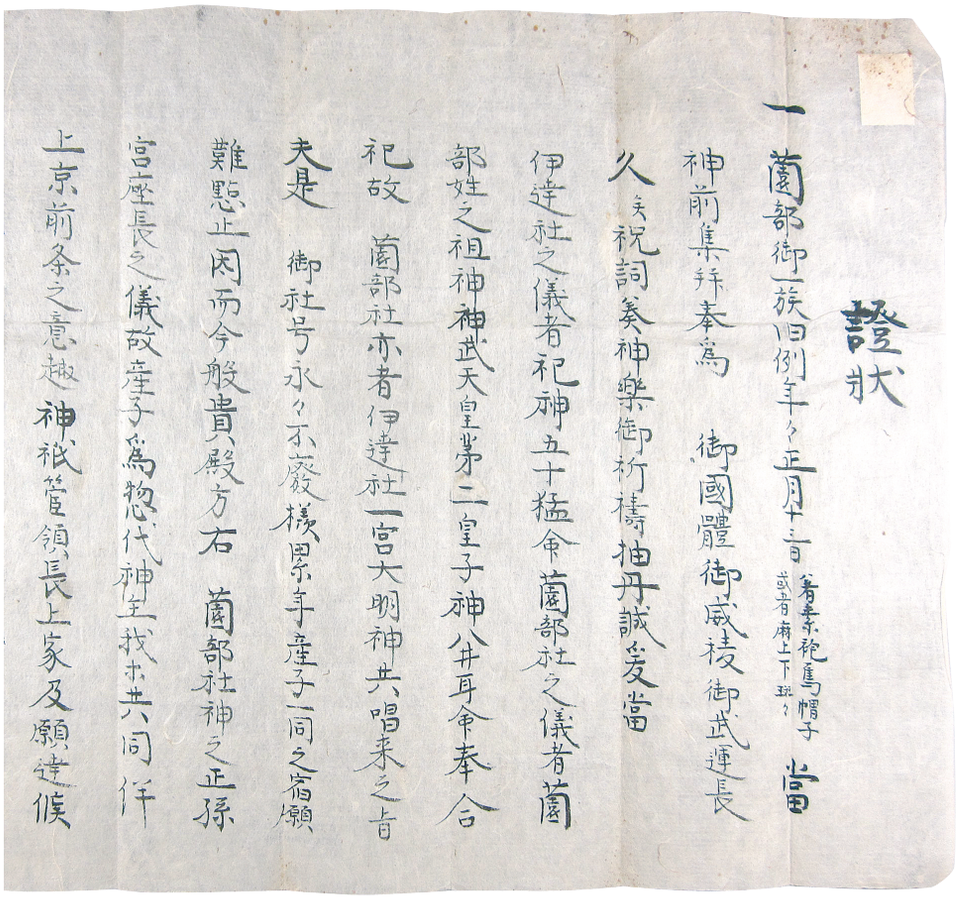

紀伊国名草郡薗部村園部家文書44E-37（右半分）

前号のあらまし

現在の伊達神社は享保期（一七一六～三六）まで複数の社号を有していました。一つは、一〇世紀に成立した「延喜式神名帳」に見える「伊達神社」（明神大社）で、五十猛命を祭神としています。もう一つは、園部一帯を支配していた園部一族の氏神およびその地域の産土神として、神八井耳命を祀る「園部神社」です。

ところが、寛保年間（一七四一～四四）、社号・祭神をめぐる争いが和歌山城下の水門吹上神社との間で勃発、紀州藩の裁定によりその争論に敗れ、「伊達神社」の社号を用いることができなくなりました。これ以降、「園部神社」とのみ称することを余儀なくされたわけです。

しかし、それから一〇〇年以上を経た安政五年（一八五八）、「園部神社」は、「神祇管領長上家」として全国の神職・神社支配を担っていた公家の吉田家より、「園部神社」が古来より「伊達神社」もしくは園部一帯の「一之宮大明神」と称されてきた事実を認めよう、との文書を発給されたのです。

『紀伊国名所図会』に見える「園部神社」

ここまでが前号で紹介した内容ですが、本号ではまず「園部神社」としか公称することのできなかった時期における当社の状況を確認しておきましょう。

文化八年（一八一一）に成立した『紀伊国名所図会』第一編の巻之三に、「園部神社」が掲載されています。その項に、編者である和歌山城下の書肆「帯屋伊兵衛」こと高市志友は、園部一帯を巡歴した際に感じたことを「編者曰く」として記しています（四頁に後掲した図会も参照）。

すなわち、「花表より馬場かかり、その間二町が程は、老松蒼々として、一条の広路を挟み、はるかに本社を望めば、窈窕として神威をませり。拝殿にぬかづきて、四方をみるに、周囲二町にあまれる境内、すべて松樹鬱葱として、是をめぐらし、寂々たる杜の木立、いと神さびて殊勝なり。豈なみなみの叢社と比すべけんや」と、その本殿・拝殿やいわゆる鎮守の森に、美しさや神々しさを感じ取れたことに感動する一方、「当社園部の宮のごとき、今既に荒廃す」と、「園部神社」が「湮没」している現状に「一大息」したことを思い出す、というのです。「荒廃」「湮没」したのが、社号・祭神をめぐる争論に敗北したことと関連しているのかはわかりませんが、少なくとも一九世紀に入ってからの「園部神社」が厳しい状況に陥っていたことは間違いないようです。

社号復活の陳情活動

おそらくはこうした苦境から抜け出そうとして、「園部神社」サイドで社号復活に向けた動きが活発になっていったものと思われます。前号で紹介した吉田家からの認可状はその到達点といってよいでしょう。

じつは、この認可状が発給されるにいたった経緯を示す文書が、「紀伊国名草郡薗部村園部家文書」（国文学研究資料

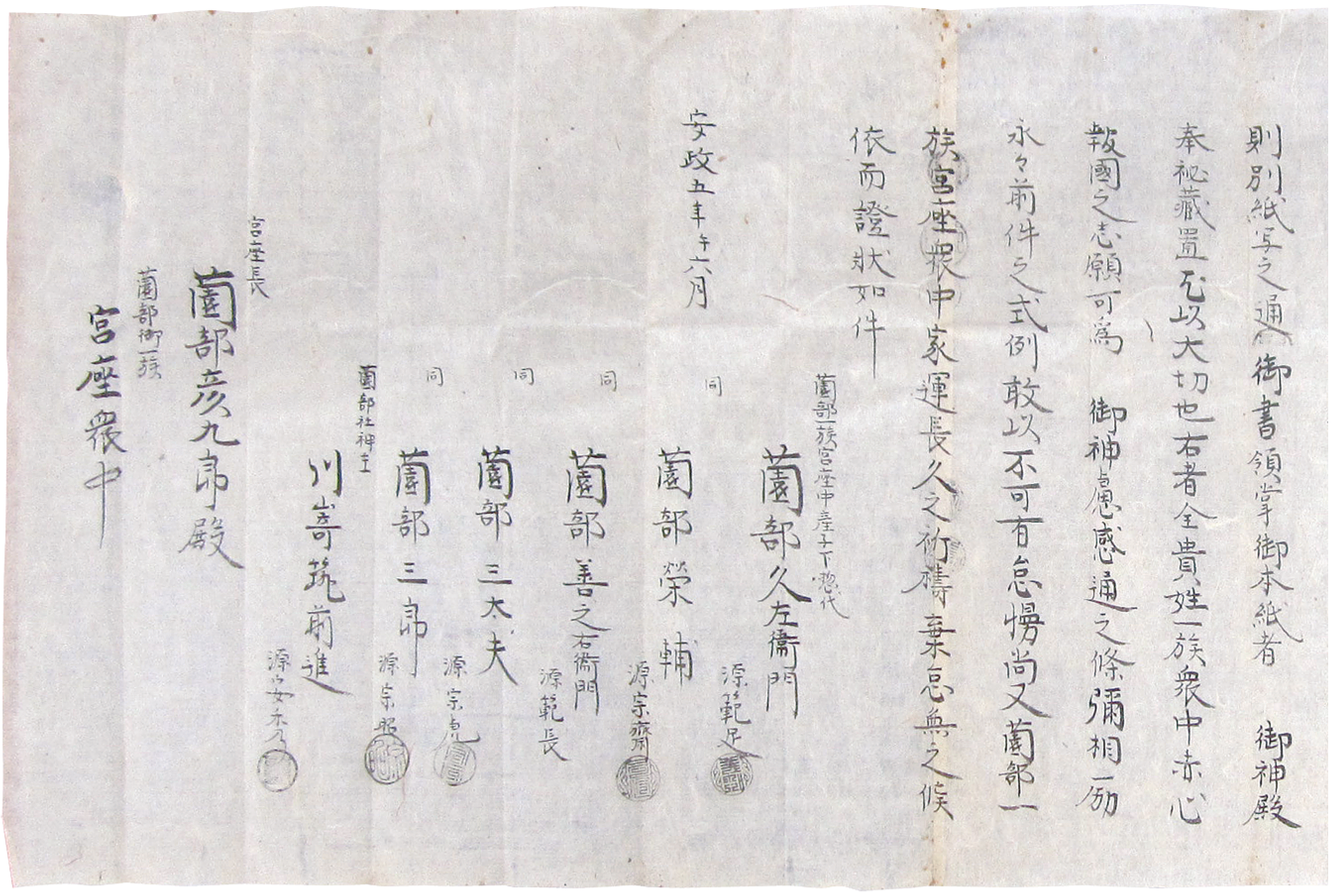
則別紙写之通御書領掌御本紙者　御神殿
奉祕藏置乞以大切也右者全貴姓一族衆中赤心
報國之志願可爲　御神慮感通之條彌相勵
永々前件之式例敢以不可有怠惕尚又薗部一
族宮座衆中家運長久之祈禱棄怠無之候
依而證狀如件
安政五年午六月
薗部一族宮座中産子下惣代
薗部久左衛門　源範足
同　薗部榮輔　源宗齋
同　薗部善之右衛門　源範長
同　薗部三太夫　源宗[illegible]
同　薗部三郎　源宗昭
薗部社神主
川崎筑前進　源安[illegible]
宮座長
薗部彦九郎殿
薗部御一族
宮座衆中

紀伊国名草郡薗部村園部家文書44E-37（左半分）

館所蔵）に収められています。「証状」と題されたこの文書は、認可状が発給されたことを受けて、安政五年六月に作成されたものです（巻頭および上掲の写真参考）。

すなわち、「園部神社」を運営する宮座のメンバーであり、かつその「産子（うぶこ）」（崇敬者）の代表でもある園部久左衛門・園部栄輔・園部善之右衛門・園部三太夫・園部三郎と神主の川崎筑前進（ちくぜんのじょう）が、宮座長の園部彦九郎および「宮座衆中」へ宛てたものです。なお、園部三郎は、「源宗昭」とありますから、幕末の紀州藩に「勤仕」「奉職」するとともに、「風説留」を綴っていた園部三郎左衛門宗昭と同一人物です（本たより五二号参照）。

この「証状」の要点をまとめると、次の五つになります。

①園部一族は「旧例」として、毎年正月十三日、六位以下無位の礼服である素袍（すおう）と烏帽子（えぼし）を着して（武士の通常礼服である麻上下（あさがみしも）でもよい）神前に集まり、「御国体御威稜御武運長久」、すなわち日本国の威光や武運が久しく輝き続けることを祈願する祝詞を奉納し、神楽を奏でて祈禱に丹誠を注いできた。

②当神社は、「伊達社」祭神の五十猛命と、わが園部氏族の祖神である神武天皇第二皇子の神八井耳命を合祀しており、古来より「園部社」「伊達社」「一宮大明神」と内外で称されてきた。

③これらの社号を末永く維持していくことが「産子一同の宿願」であった。にもかかわらず、社号をめぐる争論に敗れて以降、黙止しがたい状況に陥っている。

④よって、「園部社神の正孫」である宮座長にかわって、産子の総代と神主が共同で上京し、以上の趣旨を「神祇管領長上家」の吉田家へ陳情におよび、「別紙写し」のとおり「御書」を頂戴することができた。この「御本紙」は「御神殿」において「大切」に「秘蔵」すべきである。

⑤このような成果を得ることができたのは、「貴姓」のわが園部一族が「赤心報国の志願」をもって活動してきたことが「御神慮」に「感通」したからであり、今後もますます励み「式例」を決して怠るようなことはしない。また、園部一族宮座衆中として、懈怠なく家運長久の祈禱にもつとめる所存である。

③の部分からは、本来的な複数の社号が使用できない状況を何とか改善したいという、「園部神社」サイドの強い願望をはっきりとうかがい知ることができます。だからこそ、④にあるように社号の復活を吉田家へ陳情するにいたったわけです。

ここで注意しておくべきは、「園部神社」がみずからを領域的に管轄する紀州藩に対し、先の争論裁定の見直しをうながすような動きをとった痕跡がいっさい見られない、という点です。すなわち、

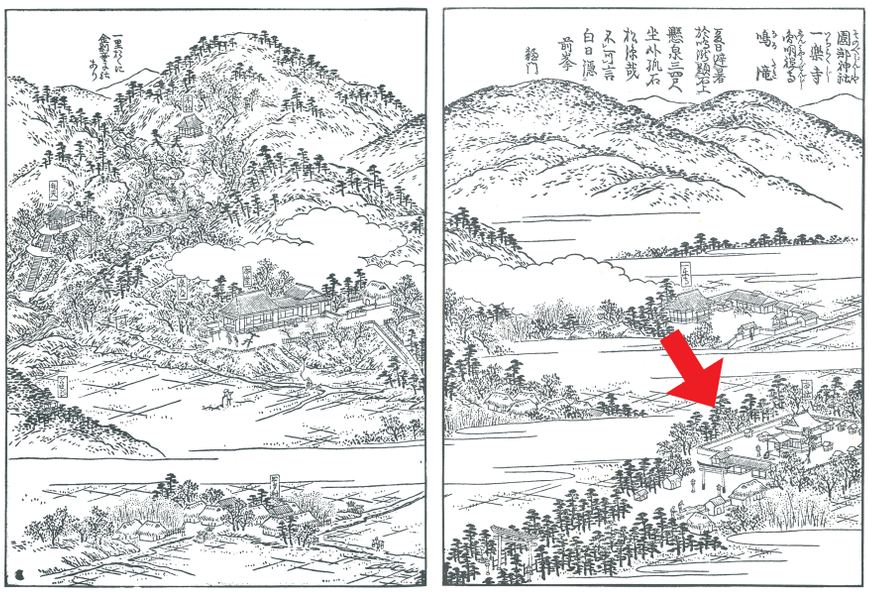

『紀伊国名所図会』に見える園部神社

れています。これは、前書と神文から成る起請文に類するもので、元和五年（一六一九）当時の「園部社神齋宮座長」園部孫大夫盛範が神八井耳命に誓約する形をとっています（ただし、年紀など再検討を要する部分もあります）。

その第二条に、「正月元日旧例の通り神齋一統より御酒御饌等奉り、同十三日神孫一統広前に列座〈素袍・烏帽子或いは麻上下着す〉、神官祝詞、神楽奏し奉るの式例、永世廃失有るべからざる事」（〈〉内は原文割り注）とあることから、「証状」のいう正月十三日の「旧例」が「園部神社」の定例神事として執行されてきたのは間違いないようです。

ただし、規則書の神文に「右条々堅く相守り、銘々家業勉励、神齋園部氏血統相乱さず、家系大切相続肝要たるべし、若し一族違犯せしむるに於いては、当社御神罰蒙るべきものなり」とあるように、当時の神事はあくまで園部一族の安全を願うものでした。その一方、「証状」では第一に「御国体御威稜御武運長久」と、日本国の安寧・発展を祈っており、祈願対象が変わってきています。「園部神社」の宗教的活動の変容のなかに、朝廷が外患掃攘の祈禱を命じるなど、国家的な危機意識が高まっていった幕末の時代情勢をはっきりと見てとることができます。

このように「園部神社」サイドは、幕末という時代に即応して国家的問題にかかわる宗教儀式を担ってきたという活動実績を強調するとともに、古来より三つの社号が内外で使用されてきた事実を明示することで、吉田家の認可取得を画策したわけです。

そして、④に出てくる「御書」こそ、こうした陳情活動の末ようやく手にすることのできた認可状なのです。その「御本紙」は本殿に安置されるとともに、「証状」の別紙として「御書」の写しが添付され、おそらくは宮座衆中に披露されることになったのでしょう。

最後の⑤では、認可状発給にいたるプロセスの自己評価と今後における精進の誓約が示されています。ここでも、「貴姓」たるわが園部一族の「赤心報国の志願」が誇示されていることからわかるように、国家との関わりが強調されており、幕末という時代の刻印が色濃く表されています。

以上のことから、この「証状」は社号復活に関する陳情活動の実働部隊である上京メンバーの復命と今後の誓約が認められた文書だということがわかります。また、前号で紹介した吉田家の認可状（写）は「証状」の別紙にあたること、すなわち史料整理の過程で現在分割されてしまっていますが、それぞれ一点で単独の史料というよりはむしろ一対のものとして理解すべきといえます。

これらの点を踏まえ、「園部神社」の社号復活運動についてまとめておきます。すなわち、紀州藩という「大藩」のもとで多大な規制をこうむっていた「園部神社」は、幕末に入り家運長久を中心に執りおこなってきた宗教儀式を国家レベルにかかわらせることで自己意識を肥大化させ、朝廷の権威をしたたかに利用しながら自己の存立を回復＝強化していった、と評価することができるでしょう。

幕末は朝廷の権威が上昇していった時代であると一般によくいわれますが、じつはそのプロセスは具体的に解明されたわけではありません。「園部神社」の事例を広く捉えれば、在地社会の利害実現に際し朝廷権威が利用されたと理解することができるわけで、この点では全国的に見て特殊なものではないと思われます。朝廷権威の浮上という現象はこうした具体的な場面を通じて現れてきたと考えられるのですが、その個別事例の発掘を積み重ねることは今後の課題にさせていただきます。

（平良　聡弘）

「園部神社」は社号の復活を実現するに際し、吉田家を通じて朝廷の権威を求めたのです。

その主張の軸に据えた論拠が①と②に示されています。②に関してはすでに紹介しましたので、ここでは①についてのみ補足しておきましょう。

「紀伊国名草郡薗部村園部家文書」に、おそらくは明治に入ってから園部三郎左衛門宗昭によって写し取られたと推測される「園部一族宮座規則書」が収められています。

《参考文献》
・安藤精一『近世宮座の史的研究』（吉川弘文館、一九六〇年）、『近世宮座の史的展開』（吉川弘文館、二〇〇五年）
・羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）
・田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』（清文堂出版、一九九七年）
・高埜利彦『日本の時代史　15　元禄の社会と文化』（吉川弘文館、二〇〇三年）
・井上智勝『近世の神社と朝廷権威』（吉川弘文館、二〇〇七年）

平成三十年度　歴史講座

第1回　平成30年10月16日（火）
田辺に残った与力たち
―安藤家家臣団の『先祖書』から―
講師：砂川佳子嘱託研究員

第2回　平成30年10月23日（火）
和平への「努力」・野村吉三郎を考える
講師：山東良朗館長

第3回　平成30年10月30日（火）
県境に分断されたムラの団結
―旧牟婁郡花井村―
講師：藤隆宏主査

平成三十年十月に文書館歴史講座を開催しました。全三回で計一〇九名の出席があり、アンケートでは七割以上の方から「とてもよかった」「よかった」との回答をいただきました。

第一回「田辺に残った与力たち―安藤家家臣団の『先祖書』から―」では、当館蔵『紀州家中系譜並に親類書書上げ』に埋もれていた紀州藩付家老安藤家家臣の親類書を駆使し、有名な「田辺与力騒動」後も田辺に残り、紀州藩直臣から安藤家の家臣として生きる道を選択した与力家の動向を紹介しました。

アンケートでは、「新発見で明らかになった濃い内容で大変面白かったです。緻密な調査・研究に感嘆しています。」などの感想をいただきました。

第二回「和平への「努力」・野村吉三郎を考える」では、和歌山市出身で海軍軍人を経て外務大臣を務め、日米開戦時の駐米特命全権大使であった野村吉三郎の生涯を、特に開戦直前の交渉過程を中心に紹介しました。

「明治の外相・陸奥宗光がクローズアップされている現在、太平洋戦争の当事者であった駐米大使の野村吉三郎を取り上げることは極めてタイムリーな企画であると思います。」などの感想をいただきました。

第三回「県境に分断されたムラの団結―旧牟婁郡花井村―」では、明治期に北山川を境に村域を分断され、現在は新宮市熊野川町九重の一部と三重県熊野市紀和町花井の一部となっている旧牟婁郡花井村について、明治期の動揺と、にもかかわらず今に続く旧村のコミュニティの有り様を見ました。

「地方自治を考えさせられた。」「地方、村の人々が行政の合併等に困られている姿等があった事、今に続く内容も感じられました。」などの感想をいただきました。

平成三十年度 古文書講座Ⅱ

海部郡木本村庄屋垣内家文書等
講師：遊佐教寛嘱託研究員

入門コース（全二回）

第1回　平成30年11月20日（火）
扇子壱本

第2回　平成30年11月27日（火）
其方家へ引越

初級・中級コース（全三回）

第1回　平成30年12月4日（火）
明き株私へ

第2回　平成30年12月11日（火）
直打もよく

第3回　平成30年12月18日（火）
相対貸し厳しく

文書館の古文書を使った古文書講座Ⅱを平成三十年十一月から十二月にかけて開催しました。

今回は、海部郡木本村（現和歌山市木ノ本）の庄屋文書である垣内家文書と、同郡西浜村（現同市西浜）の富裕農家であった角谷家の古文書を用い、藩への貸金上納、窮民救助の褒美、田畑譲渡と引き替えの身元引取り、藩役人株取得の願い、貸銀の貸方・借方双方の相続に伴うトラブルなどの文書を精読しました。

「入門」には、延べ一一〇名、「初級・中級」には、延べ一六八名の出席があり、アンケートでは九割以上の方から「とてもよかった」「よかった」との回答をいただきました。

「入門」アンケート（抜粋）

・古文書を読んでみようという意欲を持つことができました。
・いつも展示などされている文書を読めたらなあと思っていました。筆で書かれた文字は独特のくずし方とかあって漢字はこれかなあぐらいには思っていましたが、ほとんど途中でわからないでいました。今回少し近づけたかなあ…ぐらいですが、読めるようになりたいです。
・有吉佐和子さんの紀州に題材をとった小説が大好きです。今回は「助左衛門四代記」でおなじみの木本村垣内家の文書としてより興味引かれ来ました。小説の場面や表現を思い出しつつ、楽しく受講させていただきました。

「初級・中級」アンケート（抜粋）

・初級から中級にかけてはかなり高度になってきましたが、話を聞くだけでも、また、講義をうけるだけでも、古文書の読み方が徐々に理解できてくるので価値がありました。また、説明される先生も、ユーモアがあり、大変好感を持ちました。
・難しかったけれど楽しかったです。
・形式的な文章の中から当時の人々の息吹が立ちのぼってくるような先生のお話でした。
・半分も読めない私ですが、これほど多くの熱心な方たちと共に同じ時間を過ごせるのが、楽しみになっています。

田辺藩家臣団の記録

◇付家老安藤家

紀州藩付家老安藤家は、安藤直次（天文二十三年、一五五四～寛永十二年、一六三五）にはじまります。

直次は、江戸幕府初代将軍徳川家康に幼少から仕え、歴戦に従軍して武功をあげていたため、家康から信頼を得ていました。慶長十五年（一六一〇）すでに隠居し大御所となっていた家康により、のちに紀州徳川家初代となる頼宣（よりのぶ）の傅（ふもり）となるよう命じられ、元和五年（一六一九）頼宣の紀州転封にともなって、安藤家も田辺の地へ転封となりました。

このように、家康の意向で尾張・紀伊・水戸いわゆる御三家の家老となった家のことを特に「付家老」といって、ほかの家老よりも特別な地位にありました。というのも、本来なら大名（ここでは徳川頼宣）だけが将軍の家臣であって、家臣（頼宣）の家臣（「陪臣（ばいしん）」という）は、本来将軍とは関係がありません。もともと将軍直属の家臣であった直次が、家康からの依頼によって頼宣の家臣となったという事情から、安藤家は将軍直属の家臣、つまり譜代大名並みの扱いを受けていました。

今年は、紀州徳川家と田辺安藤家、同じく付家老水野家が、紀州へ入国してちょうど四〇〇年の節目の年にあたります。

◇田辺藩

代々紀州藩を支えてきた安藤家でしたが、幕末に至っていわゆる家格上昇運動に乗り出します。他の付家老とも協力しながら幕府に交渉した結果、領地や税率の変更など付家老側に有利な内容を引き出すことに成功しました。

さらに時は流れて、慶応元年（一八六五）に勃発した第二次長州征討では、紀州藩主徳川茂承（もちつぐ）が先鋒総督に命じられるも、藩主に代わって十六代当主安藤直裕が名代をつとめ、戦闘に参加しました。

しかし、慶応三年（一八六七）大政奉還、王政復古の大号令を経て、樹立した新政府によって、安藤家をはじめとする付家老は大名に取り立てられ、安藤家は田辺藩として独立を果たしました。

今回ご紹介するのは、幕末から明治初期にかけて作成された、田辺藩に関わる史料です。

すでに当館発行の収蔵史料目録四『移管資料目録』で公開しているものですが、田辺藩政時代の貴重な史料であるため、取り上げてご紹介する次第です。

特に「無官士族卒名前」は、当館発行の紀要二一号で全文翻刻をおこないました。田辺藩家臣団の研究や先祖調査などに、ご活用ください。

表1　田辺藩（県）年表

元号	月	日	全体・紀州藩の出来事	月	日	田辺藩の動き
慶応3	10	14	大政奉還			
慶応4	1	24	朝廷、御三家の付家老五家を大名に取り立てる	1	24	田辺藩成立するも紀州藩政に参画を続ける
明治1	7	14	「御三家」の称を廃止する			
	9	20	津田出、執政となる	8	26	紀州藩政への参与を禁止される
明治2	3	28	東京奠都	2	20	安藤直裕、田辺へ帰藩
	6	17	版籍奉還が勅許され、藩知事を任命	6	20	安藤直裕、版籍奉還を願い出、知藩事に任じられる
	6	25	藩知事へ禄制改革を達す	7		田辺城二ノ丸に政治府（のち「藩庁」）を設置
	9	10	藩政改革を布告	8	25	藩政改革により、禄制と士卒の階級を改める
	12		士族・卒の称を定める	10		同心60名を和歌山藩に返還
明治3	1	29	和歌山藩兵制改革	8	18	「経済局（会計司・綏民司に分課）」をおく
	7	17	和歌山城砂の丸に政治庁・諸局を建設	10	7	「経済局」を「会計局」と「綏民局」に分立する
明治4	1	5	寺社領を上げ地	4	12	「綏民局」の称を廃止し、「某出庁」とする
	7	14	廃藩置県	7	14	田辺県の成立、「藩庁」を「県庁」に改める
	11	22	府県統廃合	11	22	和歌山県に編入される（「元田辺県」として事務は継続）
明治5	1	29	卒の身分を廃止	3	7	旧田辺県のうち土壌民人・図籍・田辺城を和歌山県へ引き渡す
	4	9	戸長・副戸長を設置	3	23	旧官員を罷免
	5		陸奥宗光「田租改正建議」を提出		27	「元田辺県」の称を廃止

②「無官士族卒名前」（9006）

④「卒族順書」（9008）

③「独礼順書」（9007）

写真1　和歌山県立文書館所蔵「県立図書館移管資料」より
（　）内の数字は資料番号

①「若山江戸御附職分録」（八九八六）

①「若山江戸御附職分録」（8986）

「若山江戸御附職分録」は、和歌山・江戸・京都など本領である田辺以外の場所で勤務した一八七名の役職と氏名が記された帳面です。役職名をみると「御家老」・「御留守居」・「御祐筆」・「御近習目付」など、付家老時代の名称が用いられていることから、明治二年の藩政改革以前に作成されたものでしょう。

氏名を調べてみると、のちに田辺藩士として、次の②「無官士族卒名前」に記録されている人物が複数認められるため、安藤家家臣団の記録であることは間違いありません。今後、付家老時代に作成されたものなのか、それとも田辺藩時代になるものか、精査を進めていく必要があります。

この「若山江戸御附職分録」で注目すべきは、「御預り同心」をつとめた六〇人の氏名が書かれていることです。安藤家には、紀州藩から田辺与力と同心が預けられていました。与力の一部は幕末に安藤家の家臣へ組み込まれますが、同心は紀州藩に所属したまま明治を迎えました。同心の氏名が判明する貴重な史料です。

②「無官士族卒名前」（九〇〇六）

「無官士族卒名前」は、明治四年（一八七一）三月に作成されたものです。「無官」つまり、田辺藩で役職に就いていない士族一七七名・卒一六〇名、計三三七名分の名簿です。これとは反対に、国立公文書館で所蔵する「和歌山県史」のなかで「田辺藩官員履歴」という田辺藩へ就職していた人々の記録が残されており、併せてみることで田辺藩における人事の変遷を知ることができます。

左の写真をご覧いただくとわかるように、付せん状の紙の右肩に細字で通名を書き、中央に大きく氏名を記しています。

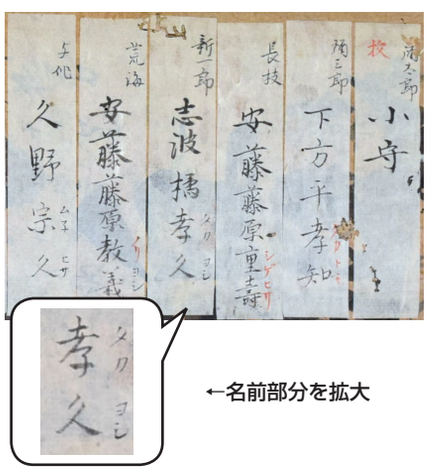

←名前部分を拡大

氏名も名字、場合によっては源平藤橘の姓を書き、さらに諱（いみな）、諱には主に朱字でふりがなをふっています。通名が公的な名前であるのに対し、諱は私的な本名でした。例えば、右から四番目「志波橘孝久」は、普通に読めば「たかひさ」でしょう。しかし、ふりがなが「たかよし」であることを教えてくれます。

③「独礼順書」（九〇〇七）

「独礼順書」は、その題名によると、田辺藩知事となった安藤直裕へのお目見えの順序を記したものになります。明治三年頃に作成されたと推定され、田辺藩の役職や格式ごとに六五七人の格式と人名が記されています。

この名簿で特に興味深いのが、「教師」をつとめた四名の面々です。田辺藩では明治二年に「文武場」、翌年藩校「修道館」を設置し、藩士の教育にあたりました。

教師をつとめた四名

そこで教師を担当したのが、写真の右から順に、皇学担当で国学者・歌人として名高い熊代瑞穂（繁里）、次に現在の奈良県大和高田市出身の岡本黄中（通理）、三人目の浅井寛堂（篤）はのちにノーベル物理学賞を受賞した湯川秀樹の祖父で、ふたりは漢学教師をつとめました。最後の鳥山啓（ひらく）は、熊代瑞穂に国学を学んだほか、本草学や博物学などの知識も身に付けていたことから、洋学を任されました。後年、和歌山中学校において南方熊楠を指導したことで知られています。

④「卒族順書」（九〇〇八）

「卒族順書」は、卒身分の田辺藩士三一七人の氏名を列記したものです。「無官士族卒名前」とは、記載順や内容が異なります。

そもそも「卒」というのは明治三年につくられた身分で、簡単にいうと藩士のなかでも下級の家臣を指します。この横帳は「明治三年二月改」とあるので、新たに設けられた卒に属する人々を把握するために作られたのでしょう。

明治五年、卒族は廃止され、一代限りの者については平民へ、代々世襲してきた家は士族へ編入されることになりますが、それまでにも人の出入りがあったようです。帳面には上下二ヶ所に紙が剥された跡を見て取れます。異動や退職などがあれば、付せんを張り替えて使っていたようです。これは①～④に共通する様式となっています。

帳面の上下に紙を剥した痕跡が残る

『古文書徹底解釈紀州の歴史 第六集』の刊行

大変御好評いただいている『古文書徹底解釈 紀州の歴史』シリーズは、文書館の古文書講座で取り上げた古文書の写真に、詳細な解説・釈文（解読）・読み下し文・文意例（現代語訳）を加えた本です。古文書の用語や語法はもちろん、原文の用語間違いや文章力の巧拙も解説し、文意を徹底的に解釈しています。また、そこから、江戸時代の紀州の社会構造、制度や運用の実態も明らかにします。

平成三十年度発行の第六集は、「夜分火を焚き酒食を用い」と題し、文書館寄託『瀬戸家文書』から、幕末期の紀州藩日高郡天田組の大庄屋が職務上作成・取得した古文書を取り上げます。

・百姓家の相続・義絶、養子や婚姻の縁組・離縁・復縁
・百姓の孝子表彰
・医師への褒賞
・百姓の夜間集会（一揆未遂）事件
・紛失した「御用物」の探索
・奉公人を別の者が働かせていた事件
・医師の娘の奉公先での行方不明事件

といったエピソードを具体的に見ていきながら、大庄屋の職務内容や権限の範囲などを明らかにします。

また、今回は、「仕」など、同じ語でも箇所毎に意味が異なる動詞について、いつも以上に徹底的に解説しています。

＊『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第六集』は、残部がある限り文書館閲覧室でお配りします。また、文書館ウェブサイトからダウンロードできます。

紀要第二十一号の刊行

・平良聡弘「地域のなかの「偉人」顕彰―「勤王の志士」森田節斎をめぐる地域の人びと―」

幕末の儒者・森田節斎を「勤王の志士」として顕彰した地域の思いとは。節斎との縁を有する紀ノ川荒見の北家の動き、およびそれを取り巻く周囲の動向を明らかにし、日本近代における「偉人」顕彰の歴史的な意義について考察しました。

・藤隆宏「新宮市熊野川町九重の災害遺物「濆水之器」及び記念石碑について」

平成二十三年九月の台風第一二号豪雨災害（紀伊半島大水害）を期に「再発見」された石碑の内容を解読し、文政期、過去の土砂災害で埋没していた遺物が出土したのを記念して石碑が作られたことを明らかにしました。

・砂川佳子「史料翻刻　田辺藩庁文書「無官士族卒名前」」

当館蔵『県立図書館移管資料』中、従来和歌山藩庁文書として分類されていた四点の古文書が実は田辺藩庁文書であったことを明らかにし、その中の明治四年作成の無役家臣名簿を翻刻しています。

・松島由佳「「附込帳」にみる奥女中の役替について　その6」

当館蔵「附込帳（つけこみちょう）」より、今回は嘉永七年（一八五四）から安政七（万延元）年（一八六〇）までの「女中」項目を翻刻しました。人員過剰となった紀州藩大奥では厳しい御人減しが計られます。その過程を考察します。また、安政七年に第十四代藩主茂承（もちつぐ）の御簾中となった倫宮（みちのみや）の御付女中団の形成過程を明らかにします。

文書館の利用案内

■利用方法

◆閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

◆火曜日～金曜日
午前10時～午後6時

◆土・日曜日・祝日及び振替休日
午前10時～午後5時

■休館日

◆月曜日（祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日）

◆年末年始　12月29日～1月3日

◆館内整理日
・1月4日
（月曜日のときは、5日）
・2月～12月 第2木曜日
（祝日と重なるときは、その翌日）
・特別整理期間　10日間（年1回）

■交通のごあんない

◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

ホームページアドレス
https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/

和歌山県立文書館だより　第54号
平成31年3月31日　発行
編集・発行　和歌山県立文書館
〒六四一－〇〇五一
和歌山市西高松一丁目七－三八
きのくに志学館内
電話　〇七三－四三六－九五四〇
FAX　〇七三－四三六－九五四一
印刷　有限会社隆文社印刷所